

鳥栖市公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定により認可を受けた地縁による団体の所有する不動産について、所有権の保存（又は移転）の登記をするため公告の申請がありましたので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の2第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

鳥栖市長 向門 慶人



- 申請を行った認可地縁団体
名称 安楽寺区
区域 鳥栖市安楽寺町全域
主たる事務所 鳥栖市安楽寺町 1261 番地 1

2 申請不動産に関する事項

・土地

名称	延床面積	所在地
宅地	300.80 m ²	鳥栖市安楽寺町字大屋敷 1261 番地 1

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 有馬重蔵（持分 3分の1）

住所 鳥栖市安楽寺町 1249 番地

氏名又は名称 杉野兼次郎（持分 3分の1）

住所 鳥栖市安楽寺町 84 番地

氏名又は名称 田中亀吉（持分 3分の1）

住所 鳥栖市安楽寺町 1252 番地

・土地

地目	面積	所在地
境内地	656 m ²	鳥栖市安楽寺町字宇土 772 番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 杉野兼次郎（持分 10分の1）

住所 鳥栖市真木町 84 番地

氏名又は名称 緒方清作（持分 10分の1）

住所 鳥栖市真木町 81 番地

氏名又は名称 有馬与右衛門（持分 10分の1）

住所 鳥栖市真木町 80 番地

氏名又は名称 杉野大次郎（持分 10分の1）

住所 鳥栖市真木町 1254 番地

氏名又は名称 杉野種藏 (持分 10分の1)
住所 鳥栖市真木町 1263 番地
氏名又は名称 杉野伊三郎 (持分 10分の1)
住所 鳥栖市真木町 975 番地
氏名又は名称 有馬孫左衛門 (持分 10分の1)
住所 鳥栖市真木町 974 番地
氏名又は名称 杉野儀六 (持分 10分の1)
住所 鳥栖市真木町 69 番地

3 異議を述べることができる者の範囲

- ① 申請不動産の表題部所有者
- ② 所有権の登記名義人
- ③ ①又は②の相続人
- ④ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和6年2月20日 ～ 令和6年5月20日

5 異議を述べる方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書を提出 (担当課: 市民協働推進課)